

広報

の み

Nomi City News Letter

新型コロナウイルス感染症から
ご自身と大切な人を守るために。
今、私たちができること——

市民の皆様のより一層のご協力を
お願いいたします

巻頭 新型コロナウイルス感染症に関する大切なお知らせ

- 主な内容
- ・市誕生 15 周年記念ロゴマークが決定しました
 - ・新副市長に番匠啓介氏が就任しました
 - ・令和 2 年 6 月請求分から水道料金が変わります

消毒液の作り方

※手指消毒には使えません

推奨濃度は、感染が疑われる場合の消毒用が0.05%、通常の消毒用が0.02%です。

▶ 消毒液 (0.02%) の作り方

2ℓのペットボトル1本分の水に対して、濃度5%の家庭用塩素系漂白剤（主成分が次亜塩素酸ナトリウムのもの）をペットボトルのキャップ2杯分（10ml）入れて薄めます。



手で触れる共用部分を消毒しましょう

共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭き取ります。金属を拭き取った場合はさびることがあるため、10分後に水拭きします。

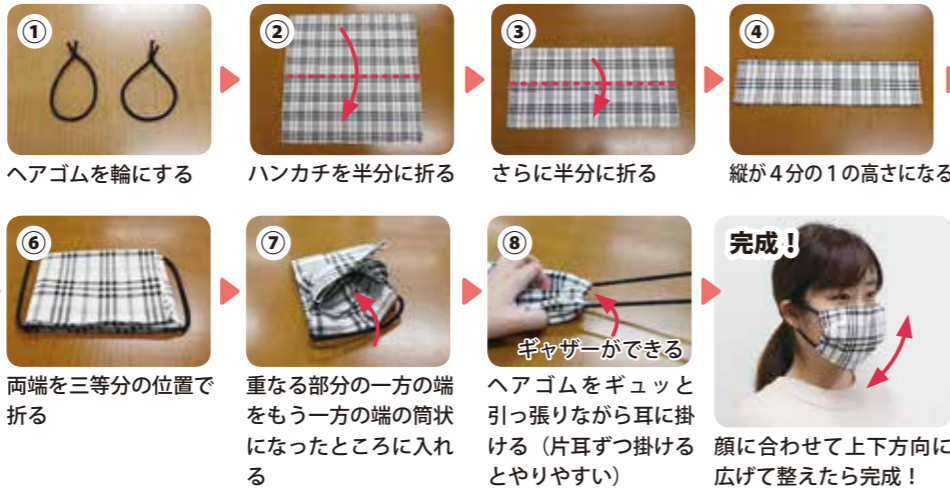
布マスクの作り方

手作りの布マスクを着けると、自分が感染している場合のせきやくしゃみの飛散を防ぐことができるほか、無意識に顔を触る回数が減るので、着けないよりも感染拡大防止に効果があります。

縫わない布マスクの作り方

▶ 材料

ハンカチ (50cm 四方)
ヘアゴム 30cm 2本



家族が発熱！自宅待機中はどう過ごせばいい？

基本的な感染予防（手洗い、咳エチケットなど）、換気のほか、以下に気を付けましょう

部屋を分けましょう

個室にしましょう。個室が難しい場合も、2m以上の距離を保ち、仕切りなどを設置し、寝るときは頭の位置を互い違いにします。ご本人は極力部屋から出ないようにします。トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にします。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で

心臓、肺、腎臓などに持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊娠中の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

汚れた衣服、リネンの洗濯、ごみの取り扱いに注意しましょう

- ・体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。また、排せつ物からウイルスが検出されることがあります。
- ・鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する大切なお知らせ

市長からのメッセージ

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府は全国を対象とした緊急事態を宣言しました。石川県は、重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく特定警戒県に指定されています。

市民の皆様には、行事やイベントなどの中止・延期、施設の休館、臨時休校、並びに保育園・放課後児童クラブの利用自粛など日常生活を過ごすなかで、大変なご不便とご心配をおかけしているところです。

この状況のもと、市民の生活や安全安心を守るために従事されている多くの皆様、また、石川県緊急事態措置の要請に基づき、店舗や施設の休業と営業時間短縮にご理解ご協力を賜る市内事業者の皆様にも、厚く御礼を申し上げます。

能美市内におきましても、今が正念場であり、感染拡大を防止するために、能美市全体が一致団結する時期と言えます。市民の皆様には、大型連休中の県内外への往来自粛など、改めてお一人おひとりが「感染を広げない」とのしっかりとした自覚を持ち、日常生活を過ごされるよう、より一層のご協力をお願いいたします。

市といたしましては、感染拡大防止や経済支援に向けた独自の施策を4月末の市議会臨時会に上程するなど、引き続き、国や県など関係機関と連携し、全力で取り組んでまいります。

ご自身を守ることが家族や大切な人を守り、地域を守ることにつながります。

市民皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和2年4月 能美市長 井出 敏朗

うつらない！うつさない！

3つの密を避ける



どれかひとつでもあてはまることの無いように徹底しましょう！

○ 徹底してください！

- ・手洗い
- ・咳エチケット
- ・消毒
- ・マスク着用

でも消毒液もマスクも手に入りません！



作ることができます！

✕ しないでください！

- ・不要不急の外出
- ・県内外の往来
- 大型連休中の旅行も控える
- ・感染者やその家族に対する差別

資金支援のこと

※下記のほか、新たな施策も検討しています。詳細が決まり次第、随時お知らせしていきます。

生活資金でお悩みの方へ

石川県社会福祉協議会の生活福祉基金貸付制度では、休業や失業などにより生活資金でお悩みの方々に、無利子、保証人不要の特例貸付を実施します。

一時的に生活資金が必要な方（緊急小口資金）

対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限額	10万円以内（特別な場合、20万円以内） ※特別な場合の条件につきましてはお問い合わせください。
据置期間	1年以内
償還期限	2年以内

生活の立て直しが必要な方（総合支援資金）

対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	・2人以上 月20万円以内 ・単身 月15万円以内 貸付期間 就職活動期間中 原則3か月以内 最長12か月
据置期間	1年以内
償還期限	10年以内

※いずれも詳細な要件により、対象とならない場合があります。
※申請様式については石川県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

▶ 受付予定期間 7月31日（金）まで

▶ お問い合わせ 能美市社会福祉協議会（ふれあいプラザ）（☎ 58-6200 ☎ 58-6250）

特別定額給付金（仮称）について

能美市では、可能な限り速やかに申請を受け付けられるよう、現在準備を進めています。

▶ 給付対象者など

給付対象者	基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている全ての方（外国人登録を含みます）
受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
給付額	給付対象者1人につき10万円

▶ 申請方法

感染拡大防止の観点から、次の申請方法を基本とし

事業者の方へ

能美市では、以下の制度の対象要件などを拡充しています。

能美市中小企業経営支援融資制度

対象者	市内に本社を有する中小企業者などで同一事業を引き続き1年以上経営している方
金利	保証あり ^{*1} …1.0% 保証なし…1.5%
資金使途	事業資金
限度額	2,000万円
融資期間	7年間 (据置期間 ^{*2} 1年間)

能美市商工業振興資金信用保証料補助金

対象者	市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業者
補助対象	石川県小口融資、石川県小口零細融資、石川県創業者支援融資及び能美市中小企業経営支援融資の借入れにかかる信用保証料
補助額	信用保証料の事業者負担分の全額 (限度額：30万円)

※1 保証…石川県信用保証協会による融資を借り入れる際の保証制度

※2 据置期間…利子のみの支払いで元金の支払いが猶予される期間

▶ 受付予定期間 6月30日（火）まで

▶ お問い合わせ 商工課（☎ 58-2254 ☎ 58-2266）

ます。なお、やむを得ない場合に限り、窓口での申請を受け付けます。

・郵送申請方式

・オンライン申請方式（マイナンバーカードが必要です）

▶ 申請期限 郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

▶ お問い合わせ

総務省コールセンター（☎ 03-5638-5855）9時～18時30分（土・日・祝日を除く）

総務課（☎ 58-2200 ☎ 58-2290）

自宅で運動して健康維持を！

「能美市からだバランス塾」のフェイスブックページでは、ストレッチや筋力トレーニングなどの動画を配信しています。（週2回程度。1回2分程度）フェイスブックページへのQRコードはこちら↓

▶ お問い合わせ

ふるさと振興公社健康づくり推進室（☎ 52-8032 ☎ 52-8012）

※19ページでも自宅でできる体操を紹介しています



ごみ袋はしっかりしばりましょう

ごみ集積場に排出する「可燃ごみ・不燃ごみ・プラ（プラスチック製容器包装）」は、ごみ袋の口を必ずしっかりしばり、袋が破れないよう注意をお願いします。

感染拡大防止のために、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばる」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心掛けましょう。

▶ お問い合わせ 生活環境課（☎ 58-2217 ☎ 58-2292）

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する大切なお知らせ

掲載内容は4月22日（水）時点のものです。

最新の情報については市ホームページをご覧ください。担当課へお問い合わせください。

市役所窓口のこと

市役所は、感染拡大防止を徹底した上で通常通り開庁します。感染のリスクを軽減するためにも、来庁が必要な場合は下記のとおりご協力をお願いします。

▶ 証明書が必要な場合はコンビニ交付も選択肢に

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）をお持ちの方は、コンビニエンスストアなどで住民票の写し、戸籍証明書、戸籍の附票、印鑑登録証明書を取得することができます。なお、市の窓口で発行手数料300円の証明書については、コンビニ交付サービスでは200円です。

▶ 市民相談室の対面での相談は中止しています

電話での相談は通常通り受付しています。

▶ 郵送可能な手続き

転出の手続きは郵送で可能です。転入・転居の手続きは、窓口へご来庁ください。

▶ 転入届などの届出期間の特例

転入、転居などの届出は、届出の事由が生じた日（引っ越しなどの日）から14日以内に行う必要があります。しかし、当面の間は、14日間を過ぎた場合であっても「正当な理由」があったとして、期間内の届出

と同様に手続きができます。

▶ 書類の事前作成にご協力をお願いします

市ホームページから各種証明書の申請書様式がダウンロードできます。来庁前にご記入いただくことで、手続きの時間を短くできます。

▶ 窓口の混雑を避けてお越しください

市ホームページで「窓口混雑予想」をお知らせしています。また、死亡後の手続きについては電話によるご予約を承っております。混雑時の来庁を避けるためご利用ください。

▶ お問い合わせ 市民窓口課（☎ 58-2213 ☎ 58-2293）

市税などの納付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税・料金・使用料などの納付が困難な場合は、ご相談ください。

国税関連の対応については、財務省ホームページ（https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html）をご参照ください。

QRコードはこちら→



▶ お問い合わせ

債権管理課（☎ 58-2207 ☎ 58-2292）

市内小中学校・市内保育園・放課後児童クラブについて

▶ 市内小中学校

5月6日（水・振休）まで臨時休校の予定です。中学校の部活動も休止します。

休校中の児童は、自宅学習を基本とし、不要不急の外出は控えてください。ただし保護者が同伴する買い物や公園などへの外出は除きます（マスクを着けましょう）。

▶ 市内保育園・放課後児童クラブ

保育園と放課後児童クラブについては、ご家庭で保育が可能な方に、利用の自粛をご協力いただいております。いずれの施設も、利用する場合は、お子様の体調をご確認いただき、発熱や風邪などの症状がある場合は、利用を控え、家庭で様子を見ていただきますよう、お願いいたします。

※放課後児童クラブの利用にあたっては、必ずマスクを着けてください。



施設の休止など

以下の施設の利用を休止しています。期間は変更する場合があります。最新情報は、市ホームページでご確認ください。

▶ 5月6日（水・振休）まで 辰口福祉会館、白寿会館、亀齢荘、

里山の湯、クアハウス九谷、各図書館、根上総合文化会館、根上学習センター、寺井地区公民館、各CC館、各キャンプ場、歴史民俗資料館、こくぞう里山交流館、市内すべての体育施設、市民協働まちづくりセンター「のみにこ」、いしかわ動物園、リサイクル作業所「根上くるくる工房」

▶ 5月7日（木）まで 九谷焼資料館、九谷焼美術館、九谷焼陶芸館、九谷焼担い手職人支援工房

▶ 5月10日（日）まで ふるさと交流研修センターさらい

▶ 当面の間 各児童館

縮小して運営する施設

防災センターは、5月7日（木）まで見学の受け入れを中止します。子育て支援センターは当面の間、利用の自粛にご協力いただいております。